

改訂について

【主な変更内容】

1 特殊な経営事項審査の取扱いについて

- ・事業承継、法人成について掲載しています。

2 建設機械について

- ・ダンプについて、車検証で所有者・使用者ともに申請業者であることがわかる場合（車検証の所有者が申請業者名で使用者欄が***の場合を含む）、売買契約関係の書類は省略できるものとします。

【追記事項】

項番60：国通知に沿い一部記載を改めています

「1」会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無
限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合（有価証券報告書又は
監査報告書の写しを提出）

* 資本金 5,000 億円以上又は負債総額 200 億円以上の株式会社は会計監査人必置

「2」会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合
（商業登記簿謄本に「会計参与」が登記されていることが前提となります）。

「3」建設業に従事する職員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている
もの（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこ
の事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者
を除く。）のうち、経理実務の責任者であって、項番61に該当する者のいずれ
かが経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）に自らの署名を付した
場合。

項番61, 61：告示に沿い文言を修正し、経過措置を削除しています。

（追加）

- ・申請会社の役員（監査役を除く）及び従業員（常時雇用のある者）に限ります。

（削除）

~~平成28年度以前に1級（2級）登録経理試験に合格した者については、審査基
準日が令和5年3月末までの間は、登録経理講習の受講がなくとも引き続き評
価の対象となります。（経過措置）~~

項番64：以下の文言を追記しています。

注2：「解体用機械」について、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により複数の特定自主検査記録表に同一のベースマシンが掲載されている場合には、重複して加点しません。

業種別技術職員コード

- ・技術職員コード005について、要件等を追記しています。

【電子申請】

- ・2回目以降の電子申請では、前回の申請書の添付は不要とします。
(初回の電子申請では、前回の申請書を添付下さい)